

第6章 実現方策

6 — 1 実現方策

(1) プランの活用

本プランは、今後の農業・農村の環境保全に対する考え方を示すとともに農業農村事業の基本的な対応方策を示しています。具体的な整備・取組に関しては、記載したもの以外に個別の事業や地域に合わせた細かい取組が必要です。

このため、個々の事業の計画・実施にあたっては、「環境保全対応方策」や「エリア及びゾーンの基本方針」を確認し、その事業にふさわしい環境配慮の手法や環境保全措置などを検討・実行していきます。

また一方、環境配慮型工法で整備する場合、従来工法と比較して事業経費や維持管理費の増大する場合が考えられるため、事業関係農業者だけではなく、地域全体の問題として検討する必要があります。

(2) 地域住民の意見の反映

農業農村整備事業の実施にあたっては、対象地域の住民に対する事業内容の説明をおこなっていくとともに、環境配慮等の住民意見を聞き取り、住民意向を反映させたいうでの事業実施をおこなっていきます。

(3) 委員会の開催

「南砺市農業農村整備環境(田園環境プラン)検討委員会」を毎年、定期的で開催し、農業農村整備事業における環境との調和への配慮に関する事項について検討していきます。

また、農業情勢・社会情勢の変化や新たな課題などに対応するため、必要に応じて本プランの見直しを行い、「計画(Plan)」「実施(Do)」「評価(Check)」「見直し・修正(Action)」のPDCAを繰り返すなど、継続的な改善を進めることにより、本プランを実効性のあるものとします。

(4) 地域の自主的な活動

環境保全の取り組みが将来にわたって持続的に確保されるためには、住民が地域の環境を自らのものとして受け止めて認識し行動することが重要となっています。

南砺市においては平成19年度から「多面的機能支払交付金制度」により、地域住民の共同活動による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組が各地域で実施されており、今後もこうした取り組みのなかで環境保全に関する活動を推進していきます。

多面的機能支払交付金



出典：多面的機能支払交付金のあらまし〔農林水産省〕